

平成 1 6 事業年度計画

独立行政法人航海訓練所

独立行政法人航海訓練所 年度計画（平成 16 事業年度）

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成 16 事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（１） 組織運営の効率化の推進

平成 16 年度初めにおいて「北斗丸」を用途廃止にすることにより、帆船練習船 2 隻及び標準練習船 3 隻計 5 隻の船隊に再編・整理して効率化を図る。

また、平成 16 年 6 月に、最新の船舶技術及び IT を導入した訓練機材等を装備する次世代対応練習船「銀河丸」を竣工させ、旧銀河丸と入れ替え、これにより、中期計画の目標船隊とする。

更に、こうした船隊の再編・整理等を踏まえ、現在の教育部の業務うち、企画に係る業務をより充実させるため、教育部の業務の見直しを行うことにより教育企画課を新設する。

（２） 人材の活用の推進

理事長、理事 2 名及び監事 2 名（うち 1 名は非常勤）の役員及び年度期初において 46 2 名の職員を確保する。更に年度末までには、常勤職員数を中期計画目標値である 459 名とする。また、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進し、本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に 44 名以上の人事交流を図る。

（３） 業務運営の効率化の推進

平成 16 年度早期からの練習船隊 5 隻体制における効率的な業務運営を図るため、新「銀河丸」の建造及び既存練習船の計画的整備を進める。

具体的には年度内に新「銀河丸」を竣工させるとともに、本計画 2 - （１） - （d）項に基づき、効果的な航海訓練実施のための訓練機材等の充実整備を図り、5 隻体制における練習船の学生等受入定員に対する充足率を、概ね 70 % とするよう努める。

また、業務運営の効率化を図るため、平成 15 年度に導入したネットワークシステムの活用を図り、各種管理システム等を構築する。更に、一般管理費について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に 2 % 程度の抑制を図る。

2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、実習生に対する航海訓練を実施する。

訓練課程の設定並びに実習生の配乗計画は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申等を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を速やかに反映するよう努める。

外航海運の海技従事者養成に関する要望を踏まえた政策に応えるため、海技大学校と連携し、新設養成コースに対応する訓練を検討する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成

配乗変更に伴い改訂した大学及び海技大学校機関科実習生用の訓練課程及び指導要領について、その実施状況を調査し、より効率的且つ効果的な訓練実施のための改善策を検討する。また、実践的海事英語訓練を充実するための訓練方法を導入する。

四級海技士養成

見直しを完了した訓練課程及び指導要領に基づき実施する実習の効果を検証するとともに、内航海運の運航実態に応じた内海等狭水道航海訓練、夜間航海訓練及び機関運転訓練を更に充実するため、オンボードシミュレータ等(新「銀河丸」搭載のシミュレータ等)を活用する。

更に平成15年度に実施した内航船舶長・機関長の調査報告を受けて、効果的な訓練内容を検討する。

(b) 実習生の適正な配乗計画と受入計画

各船員教育機関の科別、学年別の在籍者数を基に、実習生の受入実績を踏まえた受入計画を策定し、5隻体制における効果的な航海訓練が可能となる次年度の配乗計画を策定する。

策定に当たっては、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に留意する。

(c) 訓練の達成目標

再指導等の徹底により、訓練課程の過去5年の修了実績(98%)を維持する。

(d) 訓練機材の整備

技術革新等に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するため、青雲丸への局所消火装置の設置、大成丸ボイラシミュレータのソフト改善、海王丸への国際VHF模擬訓練装置の導入等を図る。

また、5隻体制での実習生配乗を踏まえ、多科混乗時における効果的な訓練の実施を図るため、資料提示装置の更新等、補助教材の充実を図る。

更に、海事英語訓練充実のために英語教材(教本)の整備を図る。

(e) 意見交換会の開催

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を8回程度開催する。

(f) 実習生による評価

訓練期間の初期及び末期に用いるアンケート様式を使用し、実習生による評価を実施する。期間中の実施対象実習生としては、大学長期実習生及び海員学校専修科実習生とする。実施回数は年間18回を目標とする。また、その結果を航海訓練に反映させる。

(g) 職員研修

職員に対する計画的な研修の実施、及び海技職職員に対し船舶運航上新たに必要な研修を加え、職員の職階別、職務別に、延べ80名以上に対し、内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を実施する。また、内航船の運航実態を把握し、内航訓練を充実させるため、内航船社での乗船研修を継続して実施する。更に、洋上で業務に従事する練習船船員に対して、外部研修の実施機会が制約されることを考慮し、海事関係諸機関から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。

職員の海外留学について、国土交通省等の協力を得て継続実施する。

(h) 安全管理の推進

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとともに、各個人の意識啓蒙を図るため、次の事項を実施する。

船舶安全運航管理システムの試行を平成16年度上半期から開始する。

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(案)」に基づく船舶保安規程を作成し、船舶保安証書を取得する。

健康保持増進計画を確立させるため、健康保持増進に係る基本方針及び基本的計画に基づき、年度毎の実施計画を策定し、その活動を推進させる。

会議、季刊紙等を通じて安全衛生及び安全管理に関する意識啓蒙を図る。

(i) 自己点検・評価体制の確立

航海訓練の実績に係る成果を指標化する手法に関する試行を継続し、内部評価体制の確立に努める。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第 10 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かせる独自性を踏まえた研究を実施する。また、研究成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

新規項目及び継続項目を合わせて 18 件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に新規項目及び継続項目を合わせて 15 件程度の共同研究を行う。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

平成 15 年度に構築した船陸間ネットワークを活用したグループ研究活動を更に推し進め、研究の質的向上を図る。

また、自己点検・評価としての研究評価を実施する。

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人航海訓練所法第 10 条第 3 号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。

具体的には次の事項の達成を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、新たに開始している集団研修の実績等を踏まえ、10 機関程度から、合計 130 名程度の研修員を受け入れる。

期間中の新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請に応じた、平成 15 年度からの 5 名の船員教育専門家派遣を継続する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ 19 名程度職員を派遣する。

海事関係行政機関等の要請により I M O 及び I L O 等の国際会議に出席し、国際的な動向把握に努める。

技術移転等を推進するため、1 件程度の国際会議等に参画する。

(b) 研究成果の普及・活用推進

研究終了項目及び継続項目から 6 件程度の論文発表並びに 5 件程度の学会発表を行う。
また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

海事思想普及等に関する次の業務を実施する。

練習船の寄港地における一般公開

30 回程度

練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会 15 回程度
練習船見学会にあっては、学校授業の体験学習に組み込んだ見学会を発展継続させる
よう努める。

(d) 広報活動の推進

広報委員会を積極的に運営すること等により、広報活動をより一層推進する。
必要とされる開示情報を、次の媒体を通し積極的に開示していく。情報公開法等の法令
により開示が義務付けられている事項に加え、練習船での最新の訓練状況等を掲載する
など、情報の発信に努める。

ホームページ
航海訓練レポート(年度実績報告)
パンフレット
広報紙(ナイスティー)
研究報告書及び研究発表会
リーフレット
官報

また、練習船の一般公開時を捉え、航海訓練所及び航海訓練に関する広報活動を継続
する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

収受を開始している乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務に関する研修の受託料等
以外に船員教育機関等から、委託に係る受託料を収受する。

(2) 期間中の予算計画（人件費の見積りを含む。）

区 別	金額(百万円)
収入	
運営費交付金	6,666
船舶建造費補助金	1,137
業務収入	0
その他の収入	3
計	7,806

支出	
業務経費	2,018
船舶建造費	1,137
人件費	4,447
一般管理費	204
計	7,806

[人件費の見積り]

年度中総額 3,911 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額 (百万円)
費用の部	6,675
經常経費	6,675
業務費	6,160
一般管理費	509
減価償却費	6
収益の部	6,675
運営費交付金収益	6,666
業務収入	0
その他の収入	3
資産見返負債戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	6
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区別	金額(百万円)
資金支出	7,806
業務活動による支出	6,669
投資活動による支出	1,137
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	7,806
業務活動による収入	6,669
運営費交付金による収入	6,666
業務収入	0
その他の収入	3
投資活動による収入	1,137
船舶建造費補助金による収入	1,137

4 . 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、
1 , 2 0 0 百万円とする。

5 . 重要財産の処分計画

期間中に次の重要財産を処分する。

(財産の内容)

練習船「北斗丸 (5,877.19 トン) 」及び練習船「銀河丸 (4,888 トン) 」

(処分の種類)

一般競争入札による売却

6 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

新「銀河丸」については、建造工程計画に従い6月に竣工させる。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
航海訓練所練習船 「銀河丸」の代船建造	1 , 1 3 7	独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金

(2) 人事に関する計画

方針

平成 1 6 年度から予備船員制度運用の試行を開始し、その結果を毎年度検証することにより平成 1 8 年度からの船員法完全適用時における本格運用に備える。試行期間中に、5 隻体制移行に伴う航海訓練所全体の業務運営の効率化、練習船の運航設備の現状及び即戦力化に対応する実習訓練技法等を踏まえて要員配置を更に見直す。

人員に係る指標

予備船員制度試行開始の年度始めにおいて常勤職員 4 名の人員を削減し、中期目標期間期初の 9 7 . 9 % とする。更に予備船員制度の試行状況を見極め、年度末までには常勤職員数を 4 5 9 人とし、中期目標値である 9 7 % 程度の達成を図るとともに次年度以降の更なる人員の抑制を検討する。

(参考)

期間中の人件費総額見込み

4 0 億円